

6-1. 事故自動緊急通報装置に係る協定規則(UN-R144 関係)

- 適用範囲

- 乗車定員 9 人以下の乗用車
- 車両総重量 3.5t以下の貨物自動車

- 改正概要

- 「事故自動緊急通報装置に係る協定規則(第 144 号)」が国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことを受け、事故自動緊急通報装置(事故が生じた際に救急機関等に自動的に通報することによって、早期の救急活動を可能とする装置をいう。)を備える場合、以下の要件を課すこととします。

－主な要件－

- ・ 激しい衝突の発生(エアバッグの作動)をトリガーとして自動で発報すること
- ・ 明瞭に聞き取りができるハンズフリーの音声通話ができること
- ・ 以下のような情報が発報されること
 事故発生時刻、位置情報、車両特定情報 等
- ・ 位置情報は一定の精度を有すること
- ・ 衝突などの衝撃を受けた後も作動すること
- ・ バックアップ電源を有するなど、一定の電源性能を有すること
- ・ 作動時や故障時にその旨を表示すること

- 改正時期(予定)

平成 30 年 7 月

- 適用時期(予定)

新型生産車:平成 31 年 7 月

継続生産車:平成 33 年 7 月